

品川区生活困窮者自立支援制度運営協議会設置要綱

制定 平成27年5月28日 区長決定
要綱第414号
改正 平成29年3月30日 区長決定
要綱第57号
改正 平成31年3月29日 福祉部長決定
要綱第92号
改正 令和2年4月1日 区長決定
要綱第177号
改正 令和4年4月1日 区長決定
要綱第193号
改正 令和6年3月28日 部長決定
要綱第196号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項の規定に基づき、生活困窮者自立支援制度の実施に関し、区関係部署間の調整・協議を行う生活困窮者自立支援制度運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置および運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 福祉部に運営協議会を置く。

(所掌事項)

第3条 運営協議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 生活困窮者自立支援制度と他の福祉・雇用施策等との連携・調整
- (2) 自立支援相談窓口への助言および情報提供等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉部長が必要と認める事項

(組織)

第4条 運営協議会は、別表に掲げる委員長および委員で組織する。

2 案件により、外部の職業安定機関、教育機関その他の関係機関と緊密な連携を図る必要があるときは、当該機関に運営協議会の出席をその都度要請する。

(委員長)

第5条 委員長は、福祉部長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、委員長が召集する。

- 2 運営協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の議決事項は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 運営協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴くことができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、福祉部生活福祉課相談係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

	充て職名	
委員長	福祉部長	
委員	企画経営部	税務課長
	区長室	戦略広報課長 人権・ジェンダー平等推進課長
	地域振興部	地域活動課長 地域産業振興課長
	子ども未来部	子ども育成課長 子ども家庭支援センター長 子育て応援課長 保育入園調整課長
	福祉部	福祉計画課長 障害者支援課長 高齢者福祉課長 高齢者地域支援課長 生活福祉課長
	健康推進部	国保医療年金課長
	品川区保健所	荏原保健センター所長
	都市環境部	住宅課長
	教育委員会事務局	学務課長
	品川区社会福祉協議会	事務局次長